古史通 水

和書門 類
二〇二六八 號
九三 函
九 架
五 冊

内閣文庫
和書 類
二〇二六八 號
一四一 函
九 架
五 冊

内閣文庫
番號	和 20268
冊數	5（5）
函號	141 207

国立公文書館
National Archives of Japan

古史通巻之四

まづ天照大神高皇産霊ノ神の命をもて天津
彦彦火瓊々杵ノ尊をして葦原中國に降
しまゐらせ天ノ兒屋ノ命天ノ太玉ノ命天鈿女ノ
命石凝姥ノ命玉祖ノ命并に五部(イツトモノ)神を配侍(ソヘハベ)らしめ
又かの石窟に招(オキ)し八尺勾瓊と草薙ノ劔(ツルギ)とを
又常世(トコヨノ)思兼ノ神手力男ノ神天ノ石門(イハト)別(ワケノ)神を副(ソヘ)給ひ

書籍館印 日本政府圖書 浅草文庫

て此鏡は専我か御魂として吾前を拝むことく伊
就奉れと詔賜ひて天孫彦火瓊々杵尊天
之石位を離ち天之八重多那雲を押分て伊都能
知和岐知和岐て天浮橋に宇岐士摩理蘇理多々斯て
竺紫日向之高千穂之久士布流多気に天降
ましき天忍日命天津久米命二人天之石靫を取
負ひ頭椎之大刀を取佩き天之波士弓を取持

ち天之真鹿児矢を手挟み御前に立て仕奉
吾田の長屋笠沙之前に至りて此地は韓
国に向き笠沙之御前に真来通りて朝日之
直刺國夕日之日照國也故此地は甚吉地と詔りし
て底津石根に宮柱布斗斯理高天原に氷椽
多迦斯理て坐し　これは古事記に　よりて書し也
元々集に據るに皇孫二人先に饒速日命と称

されば皇孫ノ尊に従ひくだり給ひし也天児屋命
天ノ太玉ノ命天ノ鈿女ノ命石凝姥ノ命玉祖ノ命都て九
五ハ前に見へし思兼の神ハ先に鏡造日ノ矛
此鏡ハ時に造らされし也鏡造日ノ神も
かひし後まてに天香山の金をとりて皇孫の尊に
奉らハしらしまさしとみへたり此事記古語拾
遺ホに據たるに宗廟(?)こそ神の勅に我ハすれハ

天津神籬と天津磐境を起樹て我孫の為
に斎奉へし汝天ノ児屋ノ命太玉ノ命二神宜しく
天津神籬を葦原中国に持降りて又我孫の
為に斎奉れ汝二神共に殿の内に侍
ひて善く防護をせよとのたまひ又天太玉ノ命
弱肩に太手繦をかけて御手代として神を祭
らしめ又天ノ児屋ノ命神事を主る宗源也故太占

神籬磐境並に天津神籬

礼事と以て仕へしまつるとるへきやうを皆なゝ持也神籬
讀く比毛呂岐と云ハ卜部家の説に神ハ籬を構ふ也磐境
ハ天ノ香山の磐と比きさかきをたてゝ此ハ神籬ハ只見
座す我家にも御代の神武の御手天神地祇と祭る
所にて此坂本としてそれこそ中にこそ磐境と申して宗
まつるといひたるハまことくハ国のれいにて祭祀といはし
このことくある也清家の説ハ私しといへとも卜部家
の説ハ神の世より正しく伝へられし所也代々家の説
てらしく授らふことされハ卜部家の
説に神代巻抄にみえたり我家の
秘するへしと也よに業家ハ中国にして永く皇孫のまし
まつりきまへしと也伊弉諾尊大己貴道ホこ
よりて神武天皇の御位の時皇天二祖の詔に従ひ給ひ

て神籬と建樹まつる皇孫尊ホの神を祭る家とも云へし
いするつちきよきなりへし二神宮に奉りて以て供奉護
まつとはこれ又ことへハ国の宗とこれら職のこと
なるへし磐境とは天子磐と云ふ屋へきあの所也古へ
磯城とは神と天皇の御命を奉るへし也御
其城すなわち神地也伊勢代とは皇孫に代りて祭る
所也神まつると云へる宗源とハ卜部家を祭へて宗源の
神道と云ふものこれに極まりて古今の事ハ其に見えたり釈
日本紀によるに上古の卜ハ亀卜也亀卜ハ皇孫て降りま
所にて始まりといふさまハ天児屋命の仕たまひ不ハす
なつち亀卜の事なるへしまことにそ卜部家
おほしてまことこのこともつくさまれり
とふハすれハちこゝを見へし神也

主祭神

古事記ハ
五伴緒と云ふ

是伴緒ハ延喜式の馭羽は伴男と書て 一書事
五部の字読て又伴ハ緒とよむに同し
兆によりて上古の伴領醍侍りしむるなるへし
仍しも此の神依寄る所の神木と云さる儀
らしからむれし也 遠波斯ハ其儀未詳 天香隅 宮ヘ十種
ハ先にも日月を以て梗にもとせ。なにとやらの神霊
ハ天に忍めの事しかあると瓊に持るを接てるなる
その名にし玉陸教とやらに倒ゆえまぬれしこれらの事に
へ小まかるも後も見へしこれハその類と事あるる事也 八之
白銅ハ爲事 兆ニては八坂瓊ノ曲玉とこそされ
よさ自ら兆依の一書に宗哉鳥神天不與多也

しけれは羽明玉命 古語拾遺には櫛明玉と書せり 瓊の八坂瓊の
曲玉と云ありしとそうけたまひて天照大神より
まゐらせし事を釈して神璽筥中にあるは
此曲玉也と釈日本紀にはしえたる此説い
ふかかへき古語拾遺にも瓊玉とのみ記して神
璽ともいはれしとは見えたる其説すこしいかゝ
似たり 古語拾遺には陸教二種の神宝と見えて鏡剣をのみ
ひて天璽となつけたれは神璽の瓊玉はもれたるにやと見えたり

よりその御神璽内侍所とは神徳合て神璽と宝劍
との文あるところ尊翁にハ璽信也鏡は神明の徴證
是なりこれすなハち内侍所なれ
神明の徴信と言るれ義也　されはいま爰神璽といへ
る物ハ別にこれ其神霊あるへし禁秘抄にハ
神璽は神代より今に伝りて其霊永く海底
より浮み出けれ其文の徳といへこれと墨に宝在済れ
てこれと信ふ事續のことし然れ中ニハ璽一門経の
相續くと言し宝也殊にて璽ハ八咫鏡又の名を

真經津(マツ)鏡は璽鏡なり　日ノ神天石窟戸を刺許母理(サシコモリ)
ありし時に石凝姥の神の謀に造りし所にて所
伊勢國に坐す秘大神也　吉草紀に作久刺(ナリクシロ)伊(イ)
より日本紀には折鈴(サクスズ)(イスズ)五十鈴宮に祀奉る人之
称此は鈴口すけとる折の鈴といふと伝しるさき
無鏡ハあるとえへより當世異(兼)神ハ當世ハ國
各所にみへより三美神ハ嶋にして此に三是神
ハ前のことと覚ゆ挿て政とせしを評ありしといへ七

古事記又これに同し此神ハ藤原家ハ後
代の摂政大臣の職をたもちくされしなり前の
おそ政と世よりしハ皇孫の御前にて仕奉
まそ給ふことつかさどりしもの首也
手力男神ハ前ニ見え
しも天石戸別ノ神ハ神魂命の子天多米連
ホの祖也櫛石窓神とも豊石窓神ともいふ
御門之神とゆふ是也
此氏孫ハ多米連ハ神魂命の子
天石門別保尾命とも石神と云
ホ神郷宿禰門部連の祖
神又豊石窓神これ是也 此後に手我御魂是也

書前と謂むらにて何故あれと古語拾遺に
ハ我か子此寶鏡を視ること吾を視るかことくすへし床を
同しくし殿を共にして以て齋鏡となすへしと
詔し給ふと見えたり 此神鏡ハ人皇第十代の御間城崇神天
皇の御代の時まてハ天神の御
まことに神と宮を並て一所に安せしを
ひて倭國笠縫の邑に殿を建て神鏡と草薙剣
剣とをうつしまつられき 第十一代の垂仁天皇の御代よりつか
よ伊勢國五十鈴の川上に遷し奉る事也
倭姫命世記に見えたり
ホよ見えしハこの 天之石位ハ高天原事也

右紙末に天磐座(アマノイハクラ)と書かれ磐座なり天とは
天上をいふ磐座ハ磐岩と書するなりとも　釈日本紀
又ハ天上の玉座也磐とハ不壊(ヤブレ)なる義ともいふ　纂疏
此等の説いつれもあるへしこれハ天孫の御座より
し御座をはなれ給ひて天より八重多雲ハ是
海路よりてわたるかことくなるを云と云也御座経
分和波是ハ雲路を此日本紀には稜威(イツ)と道(チ)別(ワキ)道(チ)
別(ワキ)とかかれしと日本紀にあり稜威(イツ)ハ可畏と渭也八
重雲は畏るへきの道也と釈し之也　釈日本紀　此説も
いつれもあるへきこれ皇孫尊に此伊豆国へ天降給ひし
みちを道とひらかれし事成でし八重雲と排(オシヒラキ)出
つとはいひはじめしより是我国の文の始なる
へし上世昔我国の太船いつまに伊豆国より
造りまいらせしこれ汝世よりして其事あれ之へし

さ年ならんと書るを見るへし崇神天皇十一年に伊予国より（大和に貢献これによりそれ十）
七年に讃岐国に勅して船を造らしめ給ひし事年代記
にみへたり応神天皇三年伊予国に科して官船の長サ十
丈なるを作らしめ奉りし事八日本紀に詳なり又万葉集
に大伴宿禰家持の歌に伊予手未孫とよみしと注釈に船ハ
伊予国よりつくりてまつり
しれハ伊予出舟をも起原ともいふなと　又伊予国なる事の証より
売渴の神社とてあり土佐より伝へて長曽我に悟し
拝すとハつき家れるよし書也世に長像をおく
ものと見されとも古より是觸さしと極せる也

もありといへれハ売真神社なるよし書へたり（今ハ土佐代神社と伊予に在）
神社と比売渴神社と此二国にありて大社也とも伝
ふるあり神名式に伊予国伊予郡の神社伊予六座アリ
マこれそれの神社也といふ又来拝神の代に二座祝
とかひしもの伊予の事記の神社その手根の神社
ハ天足餘年号残りて天浮鴻よりその業を
家れる所也と伝ふる也
みへたり宇波士麻理羅波多那尓伎曾乎
比白布比木に立於伊浮清ち年歳と志るさ
まそ謂て羽企尓麼利陀毘尼而陀志を

いと便なかれしと奏問有て終始しく君得清原
おゐ蔵王といふもの也と釈しけり 釈日本紀 さらば古事記
にみえたり ふもとは帆と開闢のはしまりまて それより
て平陸地に下りましましし事下し天孫
降りましまして彼土を度視せしとひつき事しれ又我国も文の
祈とみへたり 其時兼日向しまる千穂しく志布志院多
気とは其業日向をも前とみへて其高千穂ハ日向

國風土記ニ據るに臼杵郡知鋪郷ハ皇孫高千穂
二上峯より天浮橋ゟ天降りましまして天物之別
ち離らりし小土蜘蛛名は大鉗小鉗と云ふもの
の二人ありて土蜘蛛ハ前の大鉗の下れ候よう人々寄り天孫の尊風土
我よりふ云物と長人皆よ元の中にあり底に代賤
称なりとなんめききものこそ
御者ともいふなるへし 中なのまにく皇孫御手を
以て稲小穂を抜て籾となし四方に投散し給ふ
すなわち天開き晴れて日月照り輝きける

坐まして高千穂二上峯と云也後人改て智舗
と號とぞ　此説によれば高千穂といふは其山の惣名にてさと
以字穂は即稲の穂を云也二上は後に附す
二神と云ふべく是を彼山鎮座二人と神と崇むる
義家流有ハ霧山と申二峯有りて高き所に此名を傳しるを
又久志布流ハ奇石隆也此山の西の嶺ニ
有大井あり時により井中より煙大に發して砂石
此の煙の事数里の外に及ぶされハ奇石隆ると云
義也と云ふ也又韓国ハ白ラ所嶽也　高千穂と久志布流嶽ハ白所にて
霧島湯ら山嶽と云ふこれの也

其嶽頂極めて高く峯常に雲霧に蒸れ晴るゝ事なし此名石ニ
ともいへり嶽頂に周圍三丈許の細石を積て壇の如く
作りて其常に浄と剣を立てり形すこぶる古く甚劍ニ類す
右ハ即ち其又洞穴と云ふ事にて此古れ鉾を天降り給ふ
其時より今に残りて天にこれを授りし其古へ天の逆鉾と云ふ
又井あり土語にこれを浄池と云ふ時ありて煙出て井中より
里都にも土俗これを神火と云ふ其外の火も發する時あり嶽
震動して其煙天に昇りて砂石の降る事ありと也
又此の山の名に日向と云ふ説あり霧島の神社と云ふ
もの霧島にありこれを霧島の神と云ふ所ありと
此嶽東南の霧島に橘小門の檍原の神社と云ふあり
上古に此に久志と云ひ久志布流と云ひ久須志と云ひしを
考ふ謂也この所に後人奇の字に作りて久志と云ひ
て久志と云ひ久志布流を奇石と云ふなるべし
考へ高千穂

又筑紫日向高千穂槵触之峯とも筑紫
日向襲之槵触二上峯とも書されたり日
向地日向襲之高千穂峯とも書されたり其
次ニ引書し諸書ニハ日向槵日高千穂峯其
日向襲之高千穂槵日二上峯とも日向襲之
高千穂添山峯とも書されたりまた其襲といふも
のハ熊曽の地ハ膂宍之空国とも建日別といふとみへし

而して其地ハ襲の国ハ日向国囎唹郡也といふもの
郡此也　其地ニ見へし所ハ上古ハ日向大隅薩摩三国其地なりしかれハ日向をも総称せしかれハ今ハ
分れしも也囎唹ノ郡今ハ大隅国ニ隷せ　添山ハ日向地ニ有て読こゝろ曾富
理能夜郡庭とみへしより其御来槵日
ハ同郡也　熊曽の名ともありのまゝを証され熊
曽の地日向地に熊曽の人ありて熊曽と云
よりて添山てふ名とも
まる也今ハ云ふ小名　天忍日命ハ熊曽の地ヲ大伴連
の遠祖とみへたり天孫之御命ハ熊曽の地ホハ来

目部の遠祖天槵津大来目といはれしより饒速
日命に仕奉りて天降りし天の物部此中にも之
来目物部といふものこれなり無手にみへたり天孫
久米命ハ彼久米物部を統帥し部の長也それ物
部の長也稗身り常陸風土記久米部に久米と見ゆる樓
作者同しきは天槵津大久目と此久慈某作者如く来目久米
多は彼此にして其後臣小帥　此氏族に八高皇産
霊尊の玄孫の世れ孫大伴連の遠祖天押日命大来目

部を帥ゐて前に立して日向高千穂峯に降達
ありとみへたり　此氏族はその後も来目部を以て靫負部
と号す天の靫負と称することはれりて雄略にて宮
の御代に大伴室屋大連奏して請ふて父子衛門開閣を職
とつかさどるこれ大伴佐伯二氏先祖の因と悟るなる
れ証也とみえこれ諸代に左右の衛門と靫負と称せ
る事の縁と見へたり又大伴の二字をハ伴造等毛とも
読ましこれ活和天皇の御津と歌今も有也と無能
ゆゑ有りて又物部も無之左右の先を日本紀にも
述べ高皇産霊尊八高皇産霊尊の子孫なり天降りし後に
而也饒速日命の五世の孫此物部ニ仕まつり
来りまことに其の證と　天これ石窟ハ無両事也白本紀に
闕くなきのみなり也

天磐靫といふは磐石なとの字草書と讀て
伊波といふハ其義未たし人ハ齊靫といふ齊の字也
正しと云義と改むへき所也　爰ニ見へし天磐靫の字
釋也又捷ときれ大字
今の靫也靫ハ千入と云事ニ　頭槌と大刀ハ前ニ見ゆ
其使者の所持なりしなり
小銅箭は雄のことく雌ハよふ字牟へ等し是れ
般故形ありといふされしとも如然はも釋と
云へり天之梔弓天之真鹿兒矢は前にみえ

○吾田ハ地名釋日紀ニ阿多國ハ今の薩
摩國といへり此郡ニ阿多郡あるといふの
郡名也長屋笠狭ハ並て地名其處未詳焉
事勝ニハ膂宍の空國を自頓丘覓國行去て
吾田の笠狭の御碕ニ到り遂ニ長屋の竹島ニ登
りて其地を巡覧すに其地ニ一の神ありて
事勝國勝長狭と號く此神ハ伊奘諾尊の子

又ハ塩土老翁ともいふ此神ハこれ海の國をしろしめし
しめす長狭か有り國也まことに海の國也夜は潮の月
事を勅せたまへし事よ上に神と對ゆるされて皇孫能
て導きもせもしとあるへくて候
膂宍とハ京にハ仲哀天皇紀さかつんの
纂疏にいはれ膂上の肉のしゝむき
也膂宍とハ背ハ宍國といふなるところの縁くよさといふ不毛地
也といへる日本紀の一書ニハ膂宍の空國とありて
空國ハ韓年…ハ人の作といふ事ハ膂宍胸副國とあれ
而又見下大隅國吾田…ハ膂宍と空國とあり
瘠國なりとも小山也ともいふ也上古の時地名なりしを
いへるも肉の空き瘠て加良といふも空地にて…とふ

云々と知らずといふも古語の於今不違れ是也中津國猶長狭
とハ國神の名也纂疏ニ中津ハ人民の居るなる
處の國猶ハ國狭の広國なる也長狭ハ其地の縦横広さ
長さへなきなるもいふまさは古代人民ともに富饒なるまの
湖なるへしさ神作…申…中…の神とも
す又赤浮浮…ハ南の小門の橘が原ニて海潮ニ
洗濯き潜濯き浮濯き給ひし時ニ生れ出とふ底筒男中
筒男表筒男三柱の神の中ニしをきの名を塩筒
翁といひたまふて
云へり　さて此は皇孫の高千穂の峯ニ
天降りまして　それより吾田の國に着き
て其國の地をめくり是國の神の其所にあり

あまは其地は筑紫の也韓国に向きとハ之韓
の地に向ふ也其地と称して吾国といひし名なよ
りて来るとの事まれ如くへきこあれまり韓国ぞ
向しとのうまひ朝日直刺とあさ日のうまひ文
夕日日照とものうまひきこれ称生の文辞なるへし
故此地ハ甚吉地とハ此吾国の地ハいと吉る吉地
なるとのうまふ也底津石根に宮柱布斗斯理高天

原に氷椽多迦斯理とハ上の宮柱の言対なるとい
ひし詞也 延喜式大殿祭の祝詞の言其のまゝ底津石根に
以下浮止漂企ハ寿詞とある言の其禱のまゝなりしと見え
えよ まれ
底津磐根ハ延喜式祝詞にハまきつ下は
石根とハこゝへ深くして国かたへきと極めりよ
の詞也宮柱ハ定底造られし清柱也布斗志利
と布斗は大也志利ハ知也太敷立廣敷立など
いふことし高天原ハ高くして遠かるなると極め

こゝの何也氷槌ハ凌て比疑とゆふするつち千
本也又持風氷木木の字とも懸り目ハ千木滞て
貿更ハ上り置上世之廣く割也昂令も神社ニハ
甚遺速割也置也多也期限ハ多也ハ高也期限を
知也と云く標すの習也すへくこゝよるへし今ハた
とへハ周の孔子惟王建国辨方正位なとゆふ事
れとくあるへし　周禮よみへり辨方とハ四方を別つといふ
日本ニ京と入る之の事とを識し置ハ自中

の京と冬ハ凌ハこれを極めて各方とも四方と剤つ
といハ也正位といハ文武朝庭の位と定むるといふ事也
神居也人凌ニ拝ミて天降ますをもとする時より天とハ
衛也居て高天原のよき所を葦原中國ニ下遊を
神あり天照大神高天原神の命をうけて天鈿女神ハ
手弱女なれとも伊弉也帯神と西儀神也妻ハ此法
く非なりや其神居ものを尊ふへしと云ひつるもまれ
小破神造て我は国神居ハ猿田毘古神也お

吾か居ハ天神の御子天降ませるときく故に御迎ニ
仕奉るとまうす又問て何れか先に汝ハ我より先さ
ちてゆかむや我先ゆかむ汝より先立てゆかむやと問
吾先達して啓行しゆかんとまうす汝ハ何處へいたる皇孫
ハ何處へいたり坐さんと問ひしかハ天神御子ハ筑紫
日向高千穂久志布流の峯にいたりたまへし我ハ伊
勢の狭長田五十鈴川上へいたるへし又我を
顕しつるハ汝なり我を送りて致すへしといふ天鈿女
神帰りて復命申す果して先駆れしことく皇孫ハ
筑紫日向の高千穂久志布流の峯にいたりたまひ
かくて仕奉りし猿田彦神ハ伊勢ニ着れ又其
神の御名ハ汝顕して仕奉れと天鈿女神に依させ玉ひ
天鈿女神遂ニ猿田彦神を送り侍て其名を
負と号て猿女君と名て猿田彦男神の名を負ひ

て女を猿女君と名付しハ此時よりの事也　古事記ニ委く記されたり也

天之八衢ハ道の多く別れたる所をいふ　天八達之衢と書て八衢と

は此四方八方に道の分れ通ふ所をいふ　又海

に在るを道の衢といふなるべし　これ又八衢と書その

高天原より天孫の葦原中国に降り給ふ道にて

天神の御子の御道として上津国より下の国へ降るハ

下津国といふなり　猿田彦此所にて待居る八達之衢

其鼻の長さ七咫　背長七尺余りといふ　且其面

口尻明耀　眼ハ八咫鏡のごとくにして

赤き事赤酸醤のごとし　八十萬神とても向ふ

ことを得ず　即目勝て相問ふ事を得ずとみへたり

鼻の長さ七咫といへるハ七咫なるへし　又

これ七寸也　七咫といへるハ七寸斗の長さといへるなり

の長さ八尺といへる也　七尺斗の長さといへり　其背

長さ凡七尺余といふなり　今世猿田彦の面を

の形也　天狗の面と云ものは猿田彦の姿より出たる也　八

咫鏡は赤酸醤のごとく目勝て相向ふといふ事は

又口尻明て其目と合せて事問ふすのてあやさあり　手弱女とは弱女也　女子は弱質とおもふへし
多く乗勝とも面遠顔ちうや　伊手出向神と面勝とは気
向ふ人の畏れて面と対せすれとも猶たゆむ也爲
申能者よりふさき事　神天鈿女命勅して雲
神ハこれ人より目勝たる者也依て問ふへしとの仰ひしと
みへたり　天鈿女神の事ハ前に釈せり女神なれとも強き
おそろしき人の胸をもおしひらき其名を評せしとみへたり
猿田彦神ハ自称して国神といひしに猿
は所々常陸国鹿島郡に猿田と云邑ありて土俗
称して高天原といふ所ありて是も地方也其家居
地名ありて此名と伝ふ故高天原にて八代神を
祭る衢神也そのの道祖神也其道のところへも
人のさいきをまもる神也と云り　神代巻猿長田神
猿田彦は猨長田神或ハこれ地名なるべしと云
宇治と云へるに祝ひし所なる事猿田彦

然るに浜澤の上に接て佐那波といふて字佐川と云ハ度会
郡内佐那波様並田其證あるといへも
郡宇治郷ともなり郡に天照大神鎮坐ましませる
是也伊勢国の風土記に拠るに伊勢国ハ稗田
阿礼が姓なる所也故ハ伊勢加佐波夜の国
よりて其女若藏津姫命是社のて佃しよ
而此舎の疏と手ることありて其比と名つ
大き若藤し郡といふ其後郡名と以て国名と

し也伊勢国と云昔藤の事ありしも也とみつるも
且大神宮見御鎮座の比は神魯伎神魯美命伊
勢加佐波夜の国と云御宇に全く座ます
されるをみえし此後やまと姫命さまよひて稗田
阿礼の志れりと云ふハ其加佐波夜の国とすしよ
然るに其集の会所の事ある事といひは此と見るもさてハ其事
統の字ありて後人の附会せし縁ゐや伝唯世説によりて
佐古の念忠居字遁て国造宇治土公此大田命の国なりしと字遁
しある伊勢川上の地といひせしものにて其比又天照大神と

猿女と云へるは其の名ハ猿
田彦の神斎ゐて其子孫の神とす故　猿田彦大神とハ
此道を導きしと勅ありしハ此神なり先にまのまへまし
御前に仕奉りて皇孫ハ日向国に到り給ひし後大
此神の前に参りて奏し給ひしまた江此道ありて伊勢国に到
来りしとぞ　神名式にみへし度会国奉京部服織田
神社ハ其国の風土記にみえたり　猿田彦大神と天鈿女とを
二神とするものと其道を導かれし時の神語ある

宇受女の事ハ猿女其神の御名ハ此女負ひ仕奉れ
とハ斎部氏の猿女の名を以て猿女と云ふ子孫の神また
小子良し子とて女女の名をハこれ天細女命の子孫
也と見えたり　神代巻　又後世猿女君と首斎の女子互に称
して君と云ふハこれを称して也と見えたり　纂疏　神名
式にみへし甲斐国八代郡枠衝神社ハ天鈿女を
祭る也と其国の風土記にみへたりといふあたり将

衡の居ハ眉を示れしむや甚哉詳なり凡清奥赤縣
孫ノ守禅御神社に此神を祭る宗なりとや又
祥なり凡口左車此日加比再子生海よりをし注
書ホノ撰ひ不神ら天照大神高皇産神の命を以て
天思兼神等ハ葦原中国を言向し学ト云ニ云
彼し婦てミ種り下す其中ニハ多く道(チ)速(ハヤ)振(フル)荒(アラ)振(フル)
神(カミ)赤(クスチ)なりと聞えて先天ノ穂日ノ命を降ハして言(コト)趣(ムケ)

しめ給ふ天穂日命も子武三熊之大人(ウシ)とも
くだされ給ふ天稚彦天鹿児弓天羽羽矢を賜ひ
てつかはされ給ふ云居雖とつかはされ給ふ程はまだ武
清露ホの神をつかはされて其事を撫で年(ム)けしめらる
此二神大国主神其の子事代主神と云ひ趣け達に
否を神を追伏せてつかへ大国主神其事を遁なり
其事代主大国主神ホ八千矛神を配以て天上

小事よりしつくハ高天原の命をうけて大國主神のもと

におもむき天日隅宮を造てたまはるなれハ又清女をめとりて

大國主神を祝しまひて永く我子孫にあたへ瓊々杵

尊是より此國を伝へ玉ひ其後ゆきまひて高千穂に天

照彦火火出見尊天降ましまして子孫に伝へ玉ふ鸕鷀草葺不合尊

火瓊々杵尊生れましまひしかハ彦波瀲武鸕鷀草葺不合

ふまふ小子孫をミ神武(ナヤ)賊を伐(カク)て天下治りたまひき

御子小子孫ハ天神の御系の名を継しめ事なれハなり

葦原中國小ハ僅に分チ十して出雲日向をさへ高千穂

之峯に降り中にも纏(ハツカ)に其余神の跡をしたひて

帝国の化を大に遠くして其守り給ひしより凡二世

爰にかくまりたるを見へ侍りさりとは其跡をおほすの神武

天皇はつらつらおもハれつゝ大國主神と申て其志を

せし葦原中國を經もとめしめ給ひしとなんかゝれそ

もし文字の上にあらはれたるありて陵と称するは天
津彦火瓊瓊杵尊の陵也 尊ハ御在位不知其在
陵ハ筑紫日向高千穂峯下有
しそ尊の崩りて葬りし高千穂峯
日向高千穂峯小陵の峯也しとみへ一ハ記す
そのよし知らず 今定めかたき事也
彦火陵と称するは大山祇神の女木花之開耶姫
尊と婚して火明命火闌降命火遠理命三
柱の日子を生玉ふ 火遠理命ハ天津日高彦火
火出見尊と申す御一子也 又火明命火進命火折
命彦火火出見尊 同種の子に生れしと也 又火酢芹
命彦火火出見命三柱の御子生ましてとあり
十也彦火陵と称する神のことして名を施葉
日向可愛山陵に葬ると
これハ記の北方の北
ありて彦火ところ

皇孫の御子生れ給ひし事を急ぎ天下に本の所
にまします皇孫海浜に遊幸ありし時
事勝国勝長狭と云ふ者の崎の浪穂の上に八
尋殿を起て手玉も玲瓏に織経し少女は
誰の女子ぞやと問給ひしに大山祇之神の女子姉
は磐長比賣妹は木花開耶比賣又は神
阿多都比賣と申すと美中にも甚父神の御遣
れしに父大に歓て二女ともに百取机代の物を持せ奉りし
なそ奉りしに姉は醜によりて返し送
り其妹木花開耶比賣を一夜めぐみ給へり
其父の神磐長比賣を返し給ふを恥て
我女二人並べ奉りし所は天神の御子乃御寿を
雪雨霰風吹とも恒に石の如くましまして
常磐堅磐に動く事なく又木花の如く栄ゆる

とくに栄へ坐せと宇気比弖貢進し奉りしを

石長比売を返して木花之佐

久夜比売を留め給ふ故に天神御子の御壽

ハ木花之阿摩比能微坐と申す也と伝へく

今に至るまで天皇命等の御壽長からざる也是恥ハ遺して

古記竟に云ふ石長比売の恥じて詛ひ給ひし後は

伝説也八尋殿ハ前に在り今ハ是を伊勢の斎宮也我

国上古に伝へ来て是を延喜式の大神宮の儀

式にも見え伝へ来るは神世の遺

割也と後に奉る天子の御事也大山津見神

又ハ大山祇の神とも云ふ此神の事ハ記之

に見えて長女をハ石長比売と申す

を醜き女にて返され木花之作久夜比売を

召して開耶姫と申す事也是ハ吉田

は姫と云ふ又豊吾田津姫と申す亦鹿葦津姫

と申す二柱の神名に吾田の地に坐すにて御名とし

かくしてより日向の國にて鹿葦津姫の

大山祇神と申すハ此神を云ふ也と云々

義疏に又天孫ハ此比売を召して妃とし給ふ

らは二柱の大山祇神を母神として坐す

ら其後に生れ坐る鹿葦津姫のことを云ふ

されバ又大山祇神と申す也然るに此神

後世の人ハ天孫の御子にて大山祇神を祭りて生まれ

気也と云せしかされはにや常陸国風土記に乃紀
波娑紀波乃神社は木花咲耶姫命と崇まいらせ之と見え
しいつれの時よりか今日ハ百夜机代く
物ハ白布紀にも百机飯食と云けれハ釋白布紀
よみは版食を借りて百机をなすといひ又たゝ其形の
名をとりてかくいひならへる其假の成りたるに習へ
しものならんと云ハ鳥のなりて指紙の上に借用ひ
き事と古事記にもかく見えたり此木花ハ桜の紙の網にハ
あらんとにもいふ桜の葉となるべし木花とハ南殿比
能邇とは木花と雨日雨と云りこれを古書に比良と
も云る御しうは雪白ふる也常石堅石に名す
きと云ハたゝ木花の如くうつろひ易き
事の如くならんとなりし也鳥ハ常に長壽と又乃
神ともすへき也と見えたり日本紀にハ長寿の也

豊としくの言ふへきより出て天皇命木の花の
壽長からんとは大山津見神此御神しかされしか
て此御より生しと君と臣と其寿短く侍りしと也
蔓延よりふたゝ人壽の世短く候りとありしと見え
あり此御神よりいひ出されし命長く侍りし古より侍
る御しかすへくこと申ての記其是也と論せる
わかれたる
事ならん
是のちにも木花咲く人々に候ひて其誓ひたて妄
姫のめて賀に寿年月を陳して給ひ天神の
御子ありし寿を給へるにより誓て今日に至る
中々千代の御事や姫のかねて御誓事にハあらし此国

神と名つくといへり然れハ妻姫の子と申し天孫
の御子は何そといへハ子うむに幸あらしと誓ひ申され
て生まれ玉ふ云々無戸室の八尋殿を作りて其の殿の内に
入りて土を以て塗塞きて産時に臨て其殿に火を
放て焼すに其時生れ給ふ子を火闌降命
次に生れまします御子を火明命次に生れ
まします御子の彦火火出見尊又ハ天津日高彦火火出見尊

おつる命と申し奉る凡此三柱の御子火も害ふ
事なかりき母も少しも損ふ事なし則竹
刀を以て其兒の臍を截る其棄し竹刀終に
竹林となりし故彼地を号けて竹屋といふ是を
云々ハ謂て宮姫とよふと云々産屋を日本紀の
よりは無戸室と云ふかれより火照命ハ竜宮の純まう
火照命と申されて工造ありし海の猟をし給ふかれし
と火ノ明命と云ふまれて尾張ノ連等か始祖と云ふか
と神代巻の私決の意を引く尾張ノ連等か始祖ハ饒
速日ノ天之饒速日尊と云ひし火ノ明命となせしなりといふ云々

諾ありといふなる所に化する火産霊命と云せしハ、これ
らの疑と歴し、ありて火に路ける命又火の班背ノ命とも
富須勢利ノ命とも云せり又富の須佐利の命とも
又火酢芹命とも火ノ進命とも火ノ焼戯命とも申す
これハ吾田ノ君小橋の本祖也火を吉祥命ハ火折ノ命
とも云ハこれ尾張連之祖也と有りまた火化の六尾日子穂々日子
穂々出見命と云へり相まで日の前化する弥に生年
亦子火闌降の命次に彦火火出見尊次に火ノ明命
と云せしを此に引きし和の説ハこゝにふ云せし沢
また又有りて化の一説には吾田康筆は唯一説
にもみくつわすかと言とも食緑其子よと云えし
して吾父ハ闘来しも生ましるかれと唱りたりし
吉田康筆は唯一説く懐りてありし子弟と言ふ小江戸宝小の
居て抑しひて火とつ存しきとのし其火への体より

瓊瓊てとのしほ名と名づけ給ふ火ノ明命火之炎命
火折尊彦火火出見尊これ也と書されたり又自ら弥紀
臣一書にはまた火闌降命次に彦火火瓊瓊杵命次に
彦火火出見尊とありしよりけ書の教記とありし同しうて
吉田兼倶て所謂比家と云ふ我国に語生れし子の勝
当て義つゝ兼倶と同じからずまた唯一神代書抄
にありての生じ長門より兼倶のごとくありしと説けるの類と
見ゆ兼倶兼倶とありしを以ても又上世の語にて
闘しまなる人し兼倶ハ此名目向ふ者にありかめやと纂疏
にハ見えたり前会し復兼倶ま云何ぞ邪ま魔気の卵あり
これ古への吉田兼倶　梅吉云 我国に古語にも此其
の他ともへより
子ヌ命ともかうせは哉ハ其文化の名ま前成り哉ハ其毎

其乳母に此御子を養ひ奉り給ふと云事也其後
彼火遠理命恋ひしき情に堪へずして御
おくれし御文とも哥を撰て持参と申す
御は火遠理命の後に其玉依毘売に之
しまつれとは此命の御名よりて千年と御子
すつきよるに其御子の御子乗りて三種なる
まで各ひ一代ずつ天つ日嗣に生れ給ふ人もありと云

聞して通ひ給ひき中より此鸕鷀の羽以て屋根葺き火遠理命と生みてしその
めて驚きて命手に御鵜葺草葺不合命に常に十拳剣を
ぬきて其の命を斬て三段となし五段となし八段となし
多くて其後大山津見命と化テ出し三種とよみて御子に
本意彼久遠照玉命は大山祇命の女と見えて見えたり
其御子の御子は火命の後よりまつ御名又其命を其
火遠理命と錦をりしその孫女の代御子ふと玉依
まず歳よより彼上古の陪に武須毘といひしたまふ
親しき義と見えたり

可愛山陵は可愛に葬て埃とも云て自分
よ侍そてきして延喜式には白向埃山陵と

者さ於て其地所今薩摩ノ国頴娃郡陵
にて江乃上と俗名掛木の杢しかるに是又古の
薩摩ホの地にまさ所られたりしも代に大隅
附の事にてありしをすへて日向をとりひし
山のさかしき陵の山陵ハ今鹿兒島に帝王塚は
山陵とりかとりかえまり
火ノ須勢理命より海幸を治め給ふ故に海幸彦
命と稱し火遠理命は山幸を治め給ふ故に山幸彦
山幸彦命と稱し奉るなりし兄命ハ風俗あり正に

乃其羽を乞ひ弟命は風俗にて矢に易へ其
幸たがへれ武に其幸と相易ふるは得る各其
利を得ずして其幸と返し給ふとするにおよひて
弟命は其ノ兄命の幸釣を海に失ふ由を乞ふ
請乞徵求事急にして其横刀を以て新釣と作
作り一箕に盛て償へとも兄命其故釣を責て
塩土老翁其事を見て憂ひ給ふを見て海に

て御はなれ給はんとおほしめしけれとも其
意のまゝならて御いとま申されしかは御はなれ給ひて
神其女豊玉姫貴命に御合まいらせてさて
忍ひ給ひて三とせに及ひて故郷を恋しくおほしめし
何御はなれ給ひの悲しみし給ふとも
られ又其兄の釣をさかしもとめて時に救ひまいらせ
き事なとお給りて道へ送りまいらせ又其数のまゝに

く兄命をみな従ひまつらせられけり其豊玉姫
貴有娠てうけ給ひと生まれし其名を天津日高
彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と名つけ給へり
其海辺の渚に産屋を造りて其葺萱いまた
に葺合すとせすして生給ひしかは此天孫命海
中に帰り給ひて其妹玉依姫貴命を残
して送り奉りて日足しまいらせ給ひけり

彼此義ノ命をも浮子ともいへる武位起命と申す
大和国造等の祖なり天孫日向高千穂ノ
峯は高千穂峯に初て天降りし所也ハ二上峯と云ふ
穂ノ山の西なりとも日向ノ高屋山上陵と申す
為ヲ此右ヲ此日本紀にもうちて之を後しは其異高峯此ヲ
為ヲ此日本紀にては此大明神命此ノ如ク其者のみとは左る
紀には此ノ異ノ命のみとは云ふまじくも古ヲ紀には其命ハ
語くまゝ此意頭の古記人々と云ふして付られりと見へ
されたとひ年久しの法ずる疑ひへるとすさへ此無命と
古事世ハ必ず伝写し侍事也又其峯と申られし事

此為ヲ此日は此命の尊に給ましと見へ古ノ此日は其
事に云まゝて語事て古事ら事しと見へるすまじ此
為ヲ此の義を云ふにも似より
云所を倍ワ伊弉左る
高千穂峯此日本紀にはみへし所なる
小今併此浮子見郡等が命のて海峯と申
又ひ其大命へ云ふは云く山峯と浮子紀ゑ
其命は凡て云ふ云ふ不被其例と其ひ其云
八凡て云ふへとも其峯悪事は其命伝ふ峯と

易むとて弟は兄の弓矢をとりて山に入て猟（カ）を
求（ケヽモノ）し乾迹（カラアト）とも見えは弟命は兄の鉤をとりて
ちて海に入ぬれとも鉤を魚にとられてなくなして遂に
其鉤を失ひ空手（カラテ）にて帰り侍れは兄の幸
責れは弓矢を返して己か鉤を責む尊其
佩し十握（トツカ）の剣を砕きて新しき鉤を作り償へと
兄取らす又一千の鉤を作りて償（ツクナ）へとも兄取らし

て怒（イカ）りて我故の鉤を得んとはたり（サハ）けれは尊
みをしといひて申けれとも兄責（ヤメハヽ）る事やまねは
弟尊は是を憂て海辺に吟（サマヨイ）給ふ所に
塩土（シホツチ）の翁来りて其子細を問ひ奉れは事の由を聞て
翁は即ち小舟を作りて彦火々出見尊を
載まいらせ自然に無目（マナシカタマ）の小船と作り
載て海に流しまいらせき 海幸とは海に入て漁（スナドリ）するの幸ある也山幸とは山木のく

塩土すゝの事あまたにしてさも塩土は事なりとも云事なり
その人へあまねく深く海のきくきるなるとかゝは事
あると事あるさうしの謂く風気あるたえ利と事ある
は海の中まても奥を極めて風気にあるへき事業にと
は塩土を風気と云ひ又ふ事を知るとも説の意の
を知る塩土は云ふ事を説く塩土の神は物知の神
なりと名付て此の事を説くへし事勝国勝長狭の事
へし神は又神又海神とも云ふ塩土の事なる
とある塩土の海神とも説き合ひ海の事を説き
とある故に是を信するにたらんとの事なり
にて天へ上る故に自然の間の小船の一書にも
問は其の竹籠之を云はれたりさて竹と海の
事の塞しく風の遠くさまの小船にて小舟の帆
事を知る事へしと云ふ風の船の風と
いふその名へは此の斎の一書は塩土の
を塩土と名付て地の神まても名付
竹林と化りて其竹と成りて大目麁籠と作りて
それより中に海に投まても見へしより海を
さて又海事此の一説に塩土老翁の云ひし海神の宮
のほとの海路は八尋の鰐と云ふ此の鰐也とたてて橋
にて小舟に乗て我か叔父と云ふ事さても天孫の御
とは小舟に乗て海中にて鰐の来ていふ我は八尋の後
に天孫と海神の宮に至りて我か玉の後馬一尋鰐
是一日の間に必ず海神の宮に我か御子と
して知りさんと云ひて海に入るの時より
すて、八尋鰐とこしてこの鰐の奥ありて事を
よりて海にて入る事より日本紀の一書
にも又此説によりてあり塩土の老翁なりと云へる遂に説

馬渡の海鰡鱺蚫なといふものにてすくれて其味美を
海船乃名と称して錦魚とはいひしたるへし
西にゆきて味清路とゆく其道小みなる
て古(アテ)まして魚ノ鱗(ウロコ)のごとくに造れる宮の門な
有れる井の傍の湯津(ユツ)は桂(アツラ)の樹に登りて立まふ
海ノ神の女豊(トヨ)玉毘売(ヒメ)の従婢(マカダチ)玉器(タマモノケ)を
持て水を汲(クニ)まんとて御まへにまゐりて見奉りつゝ
其王(キミ)をみて其主人へまうし聞えて麗しき神也

といふ事を聞てかやしみてすれならいかゝ
むかへ入まゐらせて海驢(ミチノ)皮八重を敷て其上に絁
まゐり饗(モヽトリノツクエモノ)百机に設て数々の礼(イヤ)を盡し從(サモ)客(フル)
よし其(キ)海神 御(ミ)心(コヽロ)に思ひて情(アルヒ)き曲(アルカタチ)と對(オモ)へ
ひしと嫌(アハレ)と思ひて遂に其女豊玉
毘売と御合せまゐらせて綿津見の宮に住
たまふ事三年に成給ひぬ　味清路ハ日本紀に作る可怜小路と書けれ可怜ハ讀て手ツ

師とゆふと唐土されき于麻刻美知とは昴宿乃越路
かしへの夜ひなれし頃といふなる奥鎌のきく遊れ
るなるは海外の支底と分けし道て須也門の底なるけは
日本紀臣一書に好事と書されしと蒙諭にも氣と
ける絶と見へ時代出雲にはゆ居とらやうこえ行わり
とも見ゆるこれらの紀其處あるらや又いつまで濁伊猛
樹は前にみへたり日本紀臣一書に百枚杜樹とも有き
ますり其玉映黄のうち下に臣乎侍得は其玉映黄
又子孫仕へすとせ也玉器は玉椀まよ玉瓶よりもたなしあ
り玉事紀には其侍得玉器と持て水を酌んとする
にみなと玉あり御見れはあり男子あり其実しと
ありて水を乞ひ給ひけれは玉器よりかと渡のてゑり
てもれ水とは脹に給ひて其頸の璣を解て口に
含てその玉器に唾入給ひしに其璣は玉器に

つきて去らさりしとかのまかせて於けて豊玉映黄
命にみせしと其父の神に語りやされしと
見へたり日本紀には豊玉映黄の自ら水を汲とて天
孫を見驚きそみて父にも言しとこへたり竹帰乃
みまてもて其ままに崇しとらふ語其式長せす
御すり其の居日本紀臣の一書にも其玉映とも志家
されしありて其玉映黄の父の居
なるふ御すり又の神の居といふすいふとあるへき海神
彼八重は海路は遠く其魚鰭とらず海神の居也日
本紀臣の一書に八重席と彼くと見へしとかいふ
すし而又海神の殺なし窮席よう地とありと
まろ御覧ありへし隣百机は前にも見而提言を経
もへ濁流と強玉神らに去門にある鏡を立し侍し
あ由は遠く阿濃加之多ゑ知とかふ御人の中にある

不と對へけるに彼変ありうに楽しみけれハ宗と聞
ましーとりふ
毛傳所心まんと聞て天照大神鰭廣物（ハタノヒロモノ）
鰭狭物（ハタノサモノ）あとくりて岩間よりて赤女（アカメ）口女（クチメ）疾あり
て来年に[illegible]と標えて口女
よう[illegible]を集へ[illegible]鉤と海神大神制（セメラフ）して
爾（キレ）口女今より以後（ユクサキ）天孫の[illegible]（タテマツリモノ）に
されとて口女を[illegible]く御所（ヲホンニモノ）にたてまつらせさるもの

八咫鏡也大神其鉤を清洗（スヽキアラ）ひくすりて[illegible]
つかせて兄の命に返し[illegible]ふむ其ハ汝生子（ウミノコ）八
十連属（ツヅキ）の衰小貧（マヂ）鉤狭（サヽ）の貧鉤（マチヂ）とのまれ
統りて三とひ唾（ツバキ）して[illegible]兄の命に[illegible]
鉤する時に汝の命は海浜に在て風招（カゼヲキ）し給へ
風招といふは即嘯（ウソフキ）也如此（カク）して我は瀛風（オキツカゼ）辺風（ヘツカゼ）
風（ハヤ）を起し奔波（ハヤナミ）を以て溺し悩さんといひて

あまた和迩魚を召集て今天津日高の御子
上国に出幸坐さむとす誰は幾日に送り奉て覆
奏さむと問ふにおのおの其身の長さに随ひて日を
限りて申す中に一尋和迩一日に送りまつりて
すなはち還来むと申すすなはち其一尋和
迩の頸に載まつりて送出しまつる其約
のごとく一日の内に送り奉りて帰らむとする時に佩

せる紐の小刀を解て其頸に著て返しき故に
其一尋和迩は今に佐比持神といふなり
其古訓には鰐は鬼の類也鰐は大魚之鰐[illegible]
小魚之[illegible]女口女は魚也[illegible]女にするなれば[illegible]
[illegible]鰐魚也といふなれば[illegible]
鰐魚唯[illegible]と[illegible]其[illegible]
[illegible]とも[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

矣しくしも兄弟事ありといへく焉ゟ此古事記日本紀
中にみえし呪詛の詞に云因あり其事ハ皆これ其兄
兄弟なりへきまても認しめて也ここに云ひ唱ふとハ兄弟争
此やを呪詛し給ひて後に其鈎投棄て向ひ授る事
形くしてそこに唱し事ハ事とあらされしと兄弟其後ゟ
ま投棄ゟへとらふを前にみえし所の天の逆手と
同事ゟ也瀛は風を海中と吹く風也逆は風ハ
海邊と吹く風也爰事此古事記日本紀なとに
潮満(シホミ)瓊(タマ)潮涸(シホヒ)瓊(タマ)とありて此見事なる段其事とつ
て攻致して潮満瓊を以て溺らし若悔こそ然へ後ハ
を潮涸瓊を以て救ひ給へとそ云し事にいへる
あり其事ての事とも皆此兄の俳優に溺し所のかく
世に傳するにかつて上國ハ清くて羽翳を能保とらく同
此化原に見ゆこれハ皇孫の所ゟれ國ところとひそ稱

しゃせし可也和邇英の事ハ前の所に見ゆる佩せる紐の
小刀ハ今もいふ口紐錯に挿むる所の小刀也とし小刀はく
佐比とはいふ佐比持神とハ其の小刀を持付の謂ひなり
名し今されの所々に見ゆといふ事深くされ
火打見ゆる海足あ所して見ゆる俳優之民
の表に據ひみひしられ又今是作俳(アヤシキイキナイ)也なる
是よそつかに以て俳事(ワザヲギ)とをして火の酒あ
隼の苗裔(ハチ)諸隼人(ハヤトラ)ゟ至るまで天皇の宮墻(ミカキ)
し傍(モト)を離すして吠狗(ホエルイヌ)に代て仕奉るものなり

世人失す古計と侍さるハこれ其儀也次頃ハ命の昔
民孫ひろまりし命の手孫孫ろき其業人といひての斎諸業人なり
大渇蕨摩尼の化生あるもの当にて竟年とも渡せ
し也業人とふちを勇捷なるもの渇ゑて業流みなりに
業人に止右は氏みつ後世は隼人とかれり宮内に宿直
しれ物吠しそれより利とみられと狗人といひ奏する計
と侍られとは此すこの時に至る者事也とて
神天孫の御ゆまむとする時に豊玉姫黄泉
かくほひく来つてに彼より天孫の海の濱に
産まつる時に我を見る事許子乾むなる

かふ産屋と海邊に造りて殿人とのこまひ
て後男して前の契りのことく其女身を恨眺
竟命を夫に乗られ見りすれハ其海竜の
彼限に鵜羽と葺草として産屋と造りま
ひに其産屋いまた葺合さるに清腰の急する
るに生れしを産屋に入給ひし時れて化國
の人ハ源産時に本國の形となりて子を産む也

猶く八尋の鰐となりしとあやしと
おもひしもひそかに伺ひ見給ふに御子産ませ給ひ
に龍となりて這ひ給ひけるを見給ひしと知り
て深く愧ぢ恨みて御子を捨て置きて海の
郷に帰り給ひける時此の御子の御名は御生まれ
給ひし時によりて産屋の葺きあへぬ時に御誕生ましまし
故に御名をひしと天津日高彦波瀲武鸕鶿草

葺不合尊と申すとのさまにて語りて産屋に結
ひおきき 鸕鶿羽と葺草とは鵜の羽をもて羽
ととのへて産屋の家の屋根と云ふ也但し
公家には唯今産殿にして奥に隠して又さしてもかくれ
も産生平安の義に取りて御産屋と称して鸕葺屋
といふを鵜の羽にて葺き給ひしの御縁也とみへしより
日向の国人の中せしを其の始めに鵜葺草といひ御草を何
是をさうしは其の名をいやすられと上古の御産屋の
事といひ傳へて産屋をも御ひたしてまつりしといふ産屋
とて葺合せぬ間に生まれ給ひしと申すより其の御母の
かくれさせ給ひしと鵜の羽とて葺草と云ふしれ
しといひしと又後人の産生平安を祈りて奉りしと
と深く申し傳へり其の始めの詩とみへけるかな

とりの事ハ為けり化すれば化まは八尋の鰐と化
しぬるを見られるを白かれハ又名に恥ぢて
遣りの海も路これ海神の女なりしと恥ぢよ
給ふなりたる其産殿ハ武鵜鵜草葺不合又ハ
彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と名づけ給ふ波瀲を
待て其葉をもとりハ葺草葺て加へ上玉へり
天孫其の別にをしまれ同じ胸中をもつし玉
ひて此まて切なれども角ハ鳴かり
御哥とてよませめして贈りまいらせ給ふ
意伎都登理加毛都久斯麻迩和我為祢斯

伊毛波和須礼士余能許登碁登母　意伎都登理古
意伎都登理ハ奥津鳥也鴨といふべき為の詞也加毛都久斯麻
迩とハ鴨着の島也迩ハ語助也和我為祢斯
とハ我寝し也伊毛波とハ妹也上古の語に妻を
いふ詞なり波ハ語助也和須礼士とハ忘れしといふ也
余能ハ世也能ハ語助也許登碁登母とハ毎事也
白哥の心ハ沖つ鳥鴨着く島に我寝し妹をいつも忘れじ
此哥日本紀に海神の女と鴨着く島へ添寝へく
天孫のわかしき寝臥して給ひし時の事を思ひ出て
毎事に思ひ出し給ひしとの心と解せり是
いとあはれなるや天孫の御事にてありしとの意なり
小狭
よりて久しくして天孫と別れ海中に罷まり

恋へかねとのこまひて其女弟玉依毘売命
に托しめて進りましまゐらせまし附玄を
毘売命歎しきまして御歌に阿加多麻波
袁佐閇加禮杼斯良多麻能岐美何余
曾比斯多布斗久阿理祁理比古遅返の歌二首
歸て奉歌とす阿加多麻波とは赤玉也波は語助也
とす袁佐閇比加禮杼とは緒さへ光れ
とも也斯良多麻能とは白玉なり能は語助也岐
美何余曾比斯とは君が装也斯は語助也多布

斗久阿理祁理とは貴くありけり也祁理は語助也
歌意は赤玉は緒さへ光り緒さへくも光るを人は
又それ白玉の君が装は御備りて貴くおはしま
せし君の尊きなるべし君とは其御子をさしていふ
も又いふ玉依とさしていふ二義ありとりかたも生まれ
し御子を君とよみて以て御にあらせまし
日本紀には見えたり此の歌の上句阿軻娜磨廼
訶利播阿利登比登播伊珮耐とみえて下の句は
なり此にて同じ然日本紀の阿軻娜磨
迺とは明珠之比阿利播阿利登とは光はあるとも
比登播伊珮耐とは人はいへども也これは明珠光
是ありといふ人もある也君が装をほめたまふ詞
とのことなるを日本紀には見えたり下の歌は
不ときこえしそれを由にいはんたと返の奉歌とは

代悲母の真性を筆揚く詞也とうさしハ　去そ不
云事又如何く八項なとりよりの事く是也ある
して天疾婦人と号して乳母湯母飯嚼湯
人としては法站偽りて養しもしこれ世末記
母として児を養する縁也　乳母は幼児に乳を喩ふ去
はさまものゝ飯嚼ハ飯を嚼て幼児に哺ますものゝ湯
母を幼児を洗浴するものゝ法站を八或ハ孫膝と膝をさる
浄と濯く其の臓事あるものゝよとりみも[illegible]ハいふ
悲母なりと養育ありくてより養の事にて比角とよ
日を手也と沙汰し児日ハいまさ[illegible]これら日と足し
て則りて長となりしも湯し[illegible]倍て日[illegible]川とい

よもこの哉
みな此也　日本花園の一書にいはく或と神
の[illegible]其陽子と生て西て海の塩を塞て
平く又名乃これ海陸相通せする縁也[illegible]
湯子の端正まるを聞て其子の妹に赤と
くまさ御り来しまするとはれ書して[illegible]
おく乳の乳母女身を依此養[illegible]命とし
養し奉しまり親とも[illegible]也とみえたり

豊玉姫産す時夫のみ給ひしといふは鸕鷀草葺不合尊日本紀に
ふかくはぢて海坂を塞て海に入し境を塞られし
とあり、これ海路を塞とは其子の海之道は鸕鷀草葺不合尊をうみ
し事也。豊玉姫其の子をみ給ひし後は其の子に御歌を
よみて玉依姫して奉られしよし見えたり。これ
とも其海路をとほりてかよひ給ひしなるべし。されは海
とはいふ
なるべし 玉依姫 葺不合尊の叔母也 生れまし
せし名は武位起命とす。大和国造等の
祖也。葺不合尊は姓氏録と按ずるに大和国造の
祖也。椎根津彦命之又珍彦知津彦命とも
云ふ。古事記日本紀などにはみな珍彦武位起
ら神武天皇の速吸門にまみえ給ひし時其の事

珍彦速入来するすなはち名を椎根津彦と賜ひつ是其の
御祖を稱し海の國の造とあられしとみえたり。さ
らは此武位起命と申す人は其孫彦の又ある也しるや
又珍彦の御名なるしもやいふは洋なるは又史にも見え
さる事なり。此の武位起命もまた由ありとは古
事記日本紀にはみえされと是を兆ふる也
とふみなしは 玉手穂 まこと命のみへし自らの
國の印拝の野名浦の北にあり、此日向の国の
淡海にいふ洋なるは蒲生郡に薩摩國阿
波又大隅國所属郡のもと島の郷をいふ
ありつまことにいやいかは洋なるはたるなり ○ 按するなり

大なむち命綿は兎の言に動き給ひしと
云事は河兄弟八十命とのしる其外土たち
しましけるに其大地の事につきて兄弟の
難紀にあり塩椎（シホツチ）の翁火火出見命にかたらふ小船にて
みつからの龍彦の國に動きて其様を乞ひ給
ひん事と受なりしに彼國にありしに
彼國王御舍にいらせらるに其女を以てし給

ひて其國の主として龍國にて送り御覧せしか
世兄命非我なるに及ひて其様を述べて乞ふ
給ふに兄命の我利なくして彼に仕へ
まいらせぬの後に其彼國にて生まれ給ひし所
母命は其身給ひて其女身として遣りまし
たいらま女身をもって後に一條の事
ともかくもより彦のの國は海の中にありと

是は上古此浦に御はしまし国ともいひし國
王と御は大ノ神ともいひし事も有き
すゝうつりに海神龍王なとゝ申事あり
在所也豊玉毗賣ノ命は山城國風土記に
よりて久世郡水渡ノ社に和多都弥豊玉毗
賣ノ命坐と又神名式によりて河内國若江
郡にも和多都美豊玉比賣ノ神社坐と

二柱の神社此命とはゆきなりしとみえ
より綿津見ノ神玉依毗賣ノ命等の事を
な後下に注之 和多都美とは古語に大海とも海神ともいひしとそ
天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を
児ハ玉依毗賣ノ命と申也二柱ハ綿津見ノ神ノ豊
玉毗賣の女なくおほしまして長女也其
御子彦五瀬命次ニ稲飯命次ニ三毛野

命没に後佐(サノ)野と申す日経御しまして又ハ五瀬
命次に稲氷(イナヒノ)命次に御毛(ミケ)沼命次に若御毛(ワカミケ)
沼(ヌノ)命又豊(トヨ)御毛(ミケ)沼(ヌノ)命とも申す次に伊波礼(イハレ)
毘古(ヒコノ)命也く五柱の御子御事とも申す嘗不
合尊の御子狭野尊ハ御かんし神武天皇と申して
日向国吾平(アヒラヤマ)山上ノ陵ニ葬し奉る是を天皇ノ命
身ノ命末と相議て以日向国より筑紫に御下し

豊(トヨ)国(クニ)宇沙(ウサ)乃足一騰(アシヒトアカリ)宮より筑紫の
国岡田(ナカタノ)宮に遷(ウツリ)まして一年(ヒトヽセ)それより上(ノボリ)幸して
阿岐国多祁理(タケリ)宮に住給ふ七年それより
して上り幸し吉備の高嶋(タカシマ)の宮に坐ます八
年其国より上り行(ノボリユク)時浪速(ナミハヤ)渡(ワタリ)を経く青(アヲ)
雲(クモ)の白肩(シラカタ)津に泊ります時に登美の長髄彦(ナカスネヒコ)
軍を起して防ぎ向ひて天皇命御(?)軍ひ給ふ

五瀬命の痛矢串を負ひ給ひし紀の国男の水門に
至りて神去りましぬ。陵ハすなはち紀の国の竈山に
有り。御毛沼命ハ波穂を跳みて常世国に渡り
まし、稲飯命ハ妣の国也とて海原に入りまし、熊野
其地より熊野村に至りまして御軍中国
に入り給ひ、神天降りまして饒速日の命の子
宇摩志麻遅命遥隆りて天孫より授け賜ひ
しける天璽瑞宝等を献りて仕へ奉りけり
且つ兄彦を打ちて荒振神等を撃平けて
大倭の国宇根火の白檮原宮に坐して天の
下を治しき。神倭伊波礼毘古天皇と申す
御諱と申して神武天皇と申すこれなり
舊事紀古事記日本紀
なとより取るところなり
元明天皇の命にて舊事紀古事記日本紀宗

小児へしかハ善育不信する其ほは妙に依非命
と死りて児と云ふれしと以之なりして吉凶
此善の女身を依此貴礼は筆也纂疏にき
妙無とゆく児と云ふ非凡也云ふれとも陰陽不
測以下る知へうらはしと云ふより無両事也
古事記日本紀ホの事ハ始し南して海世質
纂疏にも是非凡云ふ事也是知らる陰

陽不測以之云ふ乃とふるきものとありまし事
形人くらはりまれし無両事記にみへしといふ撰之
は豊玉姫尊ノ命の女身八善不合ノ尊の
御子なれハ御妙と云ふの事をまれあらハ寸御
緒毋みてれをしりまれ国津羅能と云ふ子毎と云
世承飛といふとみえてうつくしき飛と云ふし
多ひとつも言いくよ神道の不測と云ふす

へき故すなはち葺不合と申れ妃の御名とも
玉依姫尊ノ命とも申せし也是上古朴陋に侍
深り侍べて玄玉姫尊ノ女申れ御事と云ひ
嗣しと高御事紀又伝云嗣しまつれる
されしは古事紀日本紀文甚深と侍べり
あしからぬとなんへり日本紀深の一書に據るに
鵜葺之神の名を豊玉彦と書されしか

古礼すなはち此氏孫にみへし所也安曇(アズミ)ノ
宿禰(スクネ)の祖海神綿積(ワダツミ)豊玉彦(トヨタマヒコ)神とかなも
のとみえへたり上古は倍書子命すなは男子ハ
日子(ヒコ)といひ女をば日女(ヒメ)といふなれ是ならば玉
彦と言を豊玉姫尊ノ命の兄弟の間にかきし
せしなるへしさらしも又葺不合尊ノ王子の妃にめくま
しまいし玉依姫尊ノ命の鵜葺草神の子なる

らむみは甚豊玉彦神の女にして豊玉毗
売ノ命ハ姪女なるべし豊玉毗売命ハ女
弟の玉依毗売命にはあらずして葺不
合ハ若子の御ハあまりハ古婦兄弟姉妹の間
ありてかしこまるべし豊玉毗売の女弟乃
玉依毗売ともうせしハ甚兄弟の女ともまた玉
依毗売ともうせし事疑ハしき事に似たれ

ども上古の俗にハ伯叔母と姪女と后と同じく
せしをよのつねの事にもありしなれバ孝霊
天皇の御子にてましませる孝元天皇の御妹
と倭迹迹日百襲姫命と申し又其御妹と
倭迹迹稚屋姫命と申すまゐらせ御姉妹とも
又倭迹迹姫と申せしを御子孝元天皇弟
三の皇女と倭迹迹姫命と申すこれ叔母姪

女二人おはします名は同しくしるしたり又應
神天皇の御子におはしましける仁徳天皇の御妹(イモト)
女二十(ナヽ)鋤(ツリ)僕(ヤニト)姫(ヒメノ)命と申き仁賢天皇の皇女
と僕姫命と申しはこれも叔母妃女二人おはし侍
姫(ヒメノ)命と申女なり又應神天皇の御孫稚野毛(ワカノケ)
二派(フタニメノ)皇子の御女忍坂(オシサカ)大中比売(ナホナカヒメ)命と申す
おはしましきその二派皇子の御女おとも忍

坂大中(ナカツ)姫命と申きおはしますこれ又叔母と
姪女と其御后と同しくおはしましきけれは
の叔母もし其二派皇子の御女は二派皇
子の御兄仁徳天皇の御子にてまします御せし
允恭天皇の皇后の御子にておはします安康雄略
の御母にておはしまし御まします其御后門にさて
おはして允恭天皇の皇后忍坂大中姫命と

すすは天皇御諱之事にて志ちをへことまれ
これをなと神世の事よりこれハ神世近き
人をる神人の伝ら(ミ)ならぬ門之又上世の時よ玉依
毗売と申せしもまかしるる宮庶売ぞ
兒(コ)萬幡(ヨロツハタ)姫(ヒメノ)兒(コ)玉依姫命 日本紀 海神(ワタツミノカミ)豊玉
毗売女弟玉依毗売命 鸕鶿草葺不合記 古事記日本紀 等記 加茂建(タケ)
角身(スミノ)命の子玉依日子次ニ玉依毗売 山城
国風土記 大物主大神の妻子陶津耳命(スエツミミノ)の
女活玉依(イクタマヨリ)毗売(ヒメ) 古事記 河内国(カハチ) 玉
依姫神社 玉依比売 河内国風土記 古事
国魂郡の郡許(コ)麻神社 玉依姫 古事記 風土記
依姫玉垣郡 ... 玉依比売神社 延喜式
志ま(?)これ上古より依毘売ハ女子ノ名乗せしもの
名字也とも人名ありすくこれ々の事を...

葺不合尊の此ハ御諱にハあらて別ニ
これに依賜貴人命と申せしなれとも其ままなり
顯はれて又諸子同様となれは古事記日本
紀に見へし所也此ハ甚三毛野命日本紀
にハ三毛入野命と記されたり　日本紀注にハ一書に見えし
下に先五瀬命次に
三毛野命次に稲飯命次に磐余彦尊と見え又ハ河彦
五瀬命次に稲飯命次に磐余彦尊次に稚三毛野命
とも又いふ同書五瀬命次に磐余彦尊次に彦稲飯ノ
命次に三毛野命ともあれとも其次第ハ違ひ同あれ

とも見へて四柱
と云事ハ同し　四柱の御子ありといふは古事記
にみえし所也又日本紀注の一書にハ狭野と
申せしは御年かくまかりし時の御名也後に
天下を撥て平ケて八紘を掩有に及ひて号を
神日本磐余彦尊と申しまつりし
とある又一書にハ神日本磐余彦火火出見
尊と申せしとあへてかゝる磐余彦尊とも

又彦火火出見尊と申まゐらせしハ日向高屋山上
陵ハ所在大隅國姶羅郡中の地にあるへし
陵名ハ式によりて姶羅郡と定く阿比良といふ也
これ又古の代大隅薩摩等の地皆日向とよはれけるすへしく
すへくハ日向國といひし時によれるなり
延喜諸陵寮式を按するに彦火瓊々杵尊
彦火火出見尊彦波瀲武尊三代の山陵
日向國にありて陵戸はなし所ハ非代 三
陵ハ山城國葛野郡田邑陵在京南にあ
りくこれを云ふ其兆域東西一町南北一
町とあるなり 陵戸とは名式によりて先皇の陵にハ
陵戸五烟と定くこれを守らしめらる
これハ御陵と号する所のものの五戸とこれを宛てある田邑
陵ハ文徳天皇の御陵也始ハ其の前陵といひしと
改めて田邑ノ陵と号せられき これハ毎年
荷前使とて奉りし荷前の幣と号せしとは予
兆域とは公義に定て兆ニ域也
とかく山陵の界域をいふなり 彦五瀬ノ命
弟命ホと称りけるとは紀伊國竃山ニ陵

是等御年十有五にして太子に立給ひし乎
四十五歳の御時諸兄御子等と東征の事を
議し給ひしと見へたり日本紀にはかくよく達
より古事紀には伊波礼毘古命太子に立
給ひしとかゝれすハ是をひしく(?)て其伊呂兄五
瀬ノ命と云柱を稲氷ノ命と御毛沼命をさし
おきて舞る事紀日本紀ほと見へし事かハられ

ますます日向を発し給ふとの義歟古事紀に見え
しかも其事実を詳にかけり其国宇
此ら古事紀にハ筑紫の菟狭と云へる所
宇豊前国宇佐郡に比すへし足一騰
宮ハ日本紀にも菟狭川上一柱騰(アシヒトツアガリ)宮と有
これハ仮宮(カリミヤ)とも云なるへし　此是ハ宇佐都比古(ウサツヒコ)
宇佐都比売二人作り
出して大御饗献りし所也此依りて從けし不以かく
其制の様小なれともかしこく尊つけし也る

筑紫国田支ハ鶴羽筆純也是国飛門と云
有是れ所なり筑前国を云ふ彼の地とも云
あるへし阿波の国ハ是所なの安藝国又多部
埋支は鶴羽筆純也を讃支と云ふ石甚蔵
所在淨在備国は前ハ又へ入なる須美を
又再浮濵速し滝ハ鶴羽筆純且難波し湯上
和ろ寿湖おろ小在より下て濵速国と名つ

く又を濵苑と云ひ子有難波とハ是純也と
在るを記所在淨国難波と純云是之事を
し白肩津を鶴羽筆純也を河内国華香し
邑青雲白肩の津と云ひ在すれ華香又云
孔舎衙と云ひ在すれ有ことん所在和泉
国大島郡日部郷と純云是之條名指みよ
有るハ日部ハ遠く之坂倍と云ふ御者と河内

國と志るされしハ上世に所謂河内和泉の地を
も別れすしてすへてこれを河内國といひし
時よりの事にて志るされし所也爰に見長髓彦を
前にみえたり 彦ハ記には登美毘古(トビコ)那賀(ナカ)
須泥毘古とみえたり 書紀
にいはく吾ハ天神の子孫にして日に向ひて國に
降り止事なしと君として仕奉る天神の子
いふも己に二種(フツメ)(カヒラ)ありしむやといひし非さる義

ひし也是五瀬命御手に痛矢串を負ひ
給ふを書紀には流矢(イツヤクシ)あたりて五瀬命の
肱脛(ヒヂハギ)に中りてと見へたり 日本紀には流矢の事を載給ひ 痛矢串ハ此訓同し
紀國ハ紀伊の國也前にみえたり水門其
處ハ未詳書紀に五瀬命茅渟(チヌ)山(ヤマ)
城(キノ)水門にいたりて雄(オ)誥(タケビ)したまへる故に其處を雄(オノ)水門(ミナト)
と号すと志るせり日本紀又ハ紀のくにゝ竈山

水門又ハ山井水門ともいふ茅渟濆にて智努
といふ名を述たり紀にも古事記にも舊
事紀にもありしにて其御手の血を洗ひ給し
故に血沼海といふ其紀より紀国男之水門
に至りて男建て崩ましますといふ茅渟山城
其後も茅の沼と同し又ハ智努とも珍努
千奴陳奴なとも書たり然るに舊事紀續日本紀

東にあらん日根郡ハ和泉國を古に紀伊男之水門也
珍努宮は日根郡茅渟山茅渟海　さて又血沼
本の地今ハ高石と和泉志の内にありあり
海といふはその日根郡の和泉國の海をいふ男之
水門といひしを紀伊國の地ニ係ていふへき
より竈山ハ神武帝よりの紀伊名草郡
に竈山神社あり五瀬命を葬奉りしは
此地也といふべく古事記にハ五瀬命神去

名ひし事と思ひすとさかし又御座と涙と
いよ其事實に接りて志られ不之とありえたり
輪飯命三毛野命の御事ハ爲高事紀に之
へし而ハ御軍敗北の海中にて車に暴(ハヤ)
風にあひ〳〵御船漂ひ附て輪飯命
致されて我祖(ミオヤ)天ツ神母ハ海神にてをわしを我を
陸に危く又我を海に危く從ふと名ひく鋤伐

接て海に没り鋤持神(サヒモチノ)と化り名ひ奴之毛野命
又恨て我母(イロハ)ハ姨(イロハ)華に海神にいらんを波濤(ナミ)と
起して溺す也と名ひする事ぞ浪花と謂て
當世の郎の注すまれと志られ〳〵是と
古き傳之嗣し而兄また不志られし而て
て曲語ありかにて古事記(イロハ)の國也と
名ひく海原に入ますと志られし彦新摩

國に総多織色いれんとよころかつ赴
きりひしといふなるへし又こ毛野命を派
穂に跳りて常世國に渡りましとこそ申せし
ハ其世に下つ謂常世國昴今の常陸といへハ
大神津の之なりひし意高をなれとこれし
又その総筆と具しつるなとさとあふ小ころつ
ら起きりひしといふなるへし其府君とよこ

毛野と申せしを毛の世よ下謂毛野國昴今
の上野下野この國なりといひし
在にかくきゆ世しま又あるへらん姓氏録
と按ずるに右京れ皇別新良貴と
申すハ彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の
御子稲飯命之後也稲飯命ハ新羅国
よおりひしハ其子孫新良貴と申さる氏

となされしとつたへ侍り菅原道真公の御子は
四位にて小将同母兄弟なくましく侍れも
稲飯命新羅国王の出なりとむかしは甚属し
又同し新羅国王の出なる事いかゞ侍り
及ひ姓氏録にも書まれし而甚久の略
らかすゝむ脈よ孫くのことし上臣に倍る副子
姓嗣きし而比喩へらるは勿也て

御兄弟なれ共ありもとしし常道と同じ継体にも
菅原道真公御弟孫と云ふ縁は見へ
神と新羅国といひし新羅の王とは決
して難へからし天二麻志麻治命の子孫
なへす遠侍りて天照陽霊と斯らまし
とは稀事此中の身小見え甚其小路余
甚だ天神と御子なりしと而是も妙事にて

其わ止ゑへうらん程非職の人なりとかや。そして
宇麻志麻治命其嘗(ヲチ)れ謀よ授ら手ふま
二所と御ひは所死して其御天罷よ皇饒速日の
着ま授たひし天璽瑞宝十種と就てま法
物ふ天物部と率ひて海内を平け宮を元
しとみへより志るす日本紀ふハたく其所
のまとの志るされく天璽瑞宝十種のま

ハ志るしえ盛れまて云ん為に然かとさまむ
宇麻志麻治命のうは舞りされ天孫ホ紀に降に足
よりまて長文語を長られしこそ物は志るされ物部連の
の祖也まゝまん　大縁の国献也白檮原宮ハ都
宮十市ノ郡ニ地と云ふ所神武天皇之都
澹は淡海(アフミ)ノ三(ミ)船(フネノマヒト)眞人勅を奉りて撰ところ
なる所也と釋日本紀ニいへり

大終

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan